

平成19年3月5日（月）

（午後2時31分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

順番6、13番 松浦君。

〔13番（松浦健次君）登壇〕

○13番（松浦健次君）私は次の5つの質問をいたします。

1. 滞納市税の時効消滅について。2. 高い水道料金について。3. 区の規模の問題点について。4. 苦情処理の適正化について。

（真に市民の立場を考えて）5. 消火栓の明示について。

以上5点について、市当局の考えを伺います。

まず、滞納市税の時効消滅について伺います。（A）過去5年間で3億8,000万円が不納欠損として処理されている。原因のうち時効消滅した額はいかほどか。（B）この点について当局に責任はあるのか、それともないのか。

（C）あるとすれば、だれにどのような責任があるのか。（D）その責任をだれがどのようにとったのか。それともだれも何の責任もっていないのか。

次に、高い水道料金について伺います。（A）橋本市の水道料金は高いと言われるが、その原因は何か。（B）当時の政策判断の重要な誤りではないか。（C）市当局は15万人規模の給水体制を採用したことをいかに評価しているか。（D）取水の分担金は15万人の人口規模で負担しているのか。現実の取水量に応じて負担するのが公平ではないか。（E）現実の人口規模の取水量に応じた分担金との差額は年間いくらか。払い始めてからの差額の合計額はいかほどか。

3. 区の人口数、世帯数に100倍以上の開きがある場合がある。行政効率、住民意思の行政への反映という観点から、バランスをとる必要があると思いますが、市当局の見解を伺います。

4. 苦情処理の適正化。（A）窓口でのたらい回しの改善。（B）区長を通さなければ地区の要望は受け付けられないという現実がある。これらは苦情処理、要望受付の窓口の新設により、適正に対応すべきである。市当局のご見解はいかがでしょうか。

5. 消火栓の位置を明確にして、日頃から住民や消防団が認識していることが、有事の際において、防火・防災に多大な貢献をもたらすと考えます。消火栓の位置は通常黄色い塗料で明示されているが、年月の経過、交通量の増大等により、消えたり薄くなったりしている場合もある。千数百箇所あると思われませんが、市役所職員や市民の協力もいただきながら、早急に点検し、素早い適切な対応を求めるものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）13番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（大西洋二君）登壇〕

○消防長（大西洋二君）松浦議員のご質問にお答えします。

橋本市消防本部管内には、消火栓は1,678基、防火水槽については269基があります。消火栓、防火水槽は地水利点検として随時各地域を巡回し、点検・整備を行っております。

火災時における消火栓の位置ですが、出動時において現場周辺の水利地図を搭載した司令書を持ち、出動途上において無線交信で水

利部署を確認し、直近の水利部署を選択して消火活動を行っております。また、消防団につきましても、各分団管轄内の水利地図を配付して、有事に対応しております。

平成19年1月20日の三石台地区で発生いたしました建物火災につきましても、火災の覚知は10時47分で、水槽付ポンプ車、消防ポンプ車、そして救急車の3台が指令車を持ち現場へ出動しました。現場到着は10時57分で水槽付ポンプ車、この水槽付ポンプ車は火災現場直近に部署してホース延長を行い、直ちに放水をしました。ポンプ車は現場に一番近い消火栓に水利部署し、ホースを延長して水槽付ポンプ車に送水を行い、さらに、水槽付ポンプ車からホースを延長して、計3線放水で建物を包囲し、消火活動を行いました。

救急隊につきましても、救出した家族2名が熱傷により負傷したため、救急搬送を行いました。

消防団につきましても、本部の出場指令により、三石台地区管轄の橋本市消防団第4分団が出動し、火災現場から北側直近の消火栓に水利部署し、消火活動を行いました。他の後続隊の同分団につきましても、現場の支援活動と警戒を行っております。

罹災状況につきましても、出火した住宅の全焼と隣接住宅の1件が部分焼でした。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）苦情や要望の受付や処理の窓口を新設してはどうかとのおただきでございますが、今月号の広報の特集「市長への手紙」でも、窓口の対応不手際のご指摘に対し、職員の資質向上を図り、意識改革を促進すること、また、そのために、特に管理職の管理能力向上のための職員研修の充実をお約束したところでございます。

窓口での市民に対する対応は、市職員が市民の信頼を得る第一歩であると考えており、誠実で堅実な窓口対応は市職員の職務の基本であります。市の業務は非常に多岐にわたっておりますので、苦情、要望の受付窓口を設置したとしても、担当の部署、職員でないと確実な対応ができないケースも多くございます。たらい回しについては、担当部署の職員が来場者のいる場所まで足を運び、また、必要に応じて現場等に出向くなどいたしまして、誠実に対応することで印象がかなり違ってくるものではないかと考えます。今後、来場者への対応の改善については周知徹底をいたしたく考えます。

また、地区の要望につきましても、個人ではなく地区の総意としての要望でございます。まず、地区で合意の上でご要望いただくことが地区自治の基本と考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、まず滞納市税の時効消滅についてのお答えをさせていただきます。

議員おただきの不納欠損額は、平成13年度から17年度の5年間で、一般市税で2億2,322万965円、国民健康保険税1億5,840万3,260円となり、5年間の時効の合計は3億8,162万4,225円であります。

また、その責任についてであります。確かに滞納者に対して一所懸命徴収を行ってきたわけでございますが、図らずも時効を迎えてしまい、時効処理せざるを得ない結果になったことは、多くの納税者に対しまして、税の不公平感を感じているところであります。市といたしましては、滞納者に対し、再三再四にわたり催告書を送付し、納付を促したり、

土、日、祝日、夜間等の納付相談の設置や、口座振替の推進を積極的に図る中で、直接徴収に向いて納付をお願いしているところがあります。しかしながら、市税の時効、不納欠損の主な原因であります低収入、失業中、病気、生活保護受給者等の生活困窮者、そして行方不明者、営業不振、倒産、破産など対象者が多くある中、なかなか納付までに至らなかったことも事実であります。

ついては、本年度の合併後の取り組みといたしまして、まず、大口悪質滞納者は、昨年4月に発足いたしました和歌山地方税回収機構へ、本年度42件、滞納額8,183万4,546円を引き継ぎ、1月末現在、980万6,505円徴収いたしました。また、移管最終催告書の送付の効果として、納付約束が6,350万円、納付された額が1,130万円であります。それに加え、市・県民税を地方税法第48条により県へ引き継ぎ、滞納者に対しては県が直接滞納処分を行うとか、あるいは県職員を本市へ派遣していただき、市職員と一緒に預貯金の差し押さえを実行しており、より一層徴収強化を図っているところであります。また、電話による一斉催告も実施する中、納付の窓口拡大に向けたコンビニ収納の取り組みも検討しており、あわせて自主納付の広報活動にも力を入れております。

今後も時効前の滞納整理、処理に、なお一層努める所存でございますので、なにとぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、区の規模の問題点についてお答えをさせていただきます。

市内の区及び自治会の人口や世帯数につきましては、住宅開発によるものや従来からの区もあり、当然それらの経過、いきさつ等の違いにより、その形態も違ってくるものと思われま。特に、旧高野口町におきましては、旧橋本市に比べ、区の運営方法や戸数そのもの

の違いにより、市からの連絡事項や区からの要望事項が効率的に伝わりにくくなっているため、区の統合につきましては昨年9月より、高野口町の地区会長や役員と協議し、平成19年度から実施していただけるよう進めているところでございます。

また、橋本市の新興住宅地における一部の区につきましては、1,000戸以上の戸数となっており、1戸当たりで比較した場合、かなりの差となっております。これらの区については、組織の中で丁目ごとの会長が区長としての実務も処理されておられるようでありますし、担当されている区域の方の意見は、ある程度把握されておられるのではないかと考えております。

また、区や自治会は、規約等に基づき組織された自主的な団体でありますので、組織等変更する場合は、その中で検討していただく必要があります。しかし、人口も多く、いろいろなご意見があることも予想されますので、そういった問題点がないかどうか調査の上、今後、区と協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）上下水道部長。

〔上下水道部長（井手上治巳君）登壇〕

○上下水道部長（井手上治巳君）高い水道料金についてでございますが、現在、本市の水道事業においては、紀の川の表流水を水源とする橋本水道と、地下水を水源とする高野口水道の2つの水道事業を有しており、平成21年4月分からの料金統一までの間は、現行の2事業1会計ということになります。

また、水道料金についてでございますが、橋本水道においては、基本料金10^mが1,780円、超過料金1^mにつき178円で、高野口水道については、基本料金10^mが1,470円、超過料金1^mにつき168円となっております。ちなみに、

和歌山県下での比較をしてみますと、10^m当たりでは橋本水道は上位から3番目、高野口水道は9番目、20^m当たりではそれぞれ6番目、10番目といったところであります。

ここで、水道料金が高額になった理由の大部分は、昭和40年代において全国的に住宅開発が進められたことによるもので、本市も例外ではなく、昭和47年に林間田園都市構想を立て、それに基づき15万人都市をめざした施設整備が進められました。整備の内容は、昭和47年の事業計画で給水人口を14万4,000人と計画を立て、毎秒1^mの水利権の確保のための大滝ダム建設事業負担金、それに浄水場施設やこれに関連した配水池等の総配水施設の整備となっています。

しかしながら、その後のオイルショック、バブル崩壊、長期不況等の社会経済情勢の変化により水需要量は低迷し、またそれに続く少子高齢化により人口は伸びず、その結果、当然のごとく水道料金収入の伸び悩み、また、施設整備による減価償却費の増加及び整備を進めるための企業債の償還利息が現在の水道事業会計を圧迫しており、このことが水道料金にはね返っているということになります。

今でこそ過大な計画であったと思われませんが、一方では、この1^mの水利権を確保できるということは、本市にとっては非常に大きな財産となっており、水利権が企業誘致等橋本市を活性化する材料ともなり得るものです。

次に、大滝ダム建設事業に対する橋本市の負担割合についてであります。水利権毎秒1^mに対しての割合2.9%、つまり、当初の計画どおりの給水人口14万4,000人に対する負担を行っているところです。

次に、現況の人口規模の必要水量から負担金をはじき出したとすれば、最大取水量は毎秒約0.4^mであるため、18年度のダム負担金は1億2,541万8,000円ですが、現人口の必要な

水にしますと4割の5,017万円の負担で済むことになり、7,525万円の差額となります。全体では、昭和47年の払い始めから平成18年度末までの、橋本市のダム負担金の総額は98億2,230万2,000円であり、差額は約70億円と試算いたします。

また、施設関係における14万4,000人規模での設備投資は、浄水場の18億円、導水トンネルの7億6,000万円、取水施設の5億4,000万円の合計31億円の7万人分に相当する約10億円の差額となり、ダム負担金とあわせて約80億円の差額が出ると試算いたします。なお、この設備投資については、大規模開発公社より計画人口に見合った応分の負担をいただいているところです。

また、平成15年度の大滝ダムの建設事業費が変更されたときも、橋本市水道施設整備事業再評価委員会において、毎秒1^mの水利権について議論をしていただきましたが、水道水利については、大滝ダムに頼らざるを得ない状況です。なお、ダムが完成した暁には水利権を譲渡することは可能と聞いております。

ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君、再質問ありますか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）まず第1の質問について答弁全然もらってないんで、お願いします。全部、全部やから。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大変失礼いたしました。当然、我々納税担当職員、日夜一生懸命頑張っておるところでございます。頑張ってきてはありました。ただ、結果的に徴収業務を担当する我々といたしましては、このご質問の数値を見ましたときに、この数字というものについては、当然前向きに受け取っ

ておりますし、徴収業務を担当しておる我々職員の側にも当然責任の一端はあるというふうには感じております。

失礼しました。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）全然答えてないよ。当局に責任はあるのかと、職員の話違うて、幹部の責任はあるのか、だれがどんな責任を負うか、問うてるじゃないですか。しっかり質問を聞いてください。その責任をだれがとったのかと。だれもとってないのか、聞いてるじゃないですか。明確に答えてください。

○議長（上田順康君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 55 分 休憩）

（午後 3 時 20 分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）答弁のほう、不適切な答弁をして申しわけございませんが、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、市税の時効とか不納欠損の主な原因であります低収入、失業中等々たくさんの項目があるわけでございますけれども、これらはすべて地方税法上の不納欠損処分等を適切に処理させていただいた結果でありますので、特に問題はないと考えております。

ただ、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、やはり我々徴収担当職員としましては、より一層の徴収業務に取り組んでいかなければならないということにつきましては、先ほどのご答弁どおり、責任という問題につきましては感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）特に問題はないって本当ですか。低収入とか失業、そういう人ばかりで3億8,000万円どぶに捨てたんですか。じゃあその低収入と失業の割合を言ってください。僕の言いたいのは、みんな公平に市民が市税を分担して、それで市というのは成り立っているんだと。そうだとすれば、十分に支払い能力があるにもかかわらず、不誠実な対応で市税を時効で消滅して逃げていると、こういうのを逃しちゃいかん、こういうことですよ。だからその割合を言ってください。特に問題ないと言うんだったら。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

まず1点、特に問題はないというのは、法的手続につきましては、すべて適切に処理をさせていただいておりますので、問題はないということでご答弁をさせていただきました。

ちなみに、滞納状況でございますが、少し数字が細かくなって申しわけございませんけれども、滞納者の内訳を6月1日現在で集約しておりますので、ご答弁にかえさせていただきます。

18年6月1日現在の滞納者は4,150人で、ちなみに分納中900人、交付要求中35人、差し押さえ中17人、破産・倒産48人、行方不明195人、生活保護中8人、死亡12人、執行停止中128人、交渉中1,992人、その他815人、計4,150人ということでご答弁させていただきます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）そしたら、大半は低収入、失業じゃないじゃないですか。その辺、認めますか。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほど再開させていただいて、途中で答弁少し短くて誤解を招

いたかわかりませんが、最初のご答弁の段階では、詳しく、営業不振、倒産、破産などということでご答弁をさせていただきました。再答弁の中で、私、答弁、説明不足があればおわびをさせていただきます。

失礼しました。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）そしたら、私は無理な取り立てとかそういう話をしているんじゃないかと、やっぱり公平に負担しましょうという話です。

そこで、じゃあ法律上問題ないと。税法上で問題ないと言うけど、僕はその点で問題ないとしても、市当局は市民の財産を預かる、あるいは確保するという重要な責務を担っているでしょう。そうだとすれば、時効を中断して、それで時効にかけないと。法律的には簡単な方法でできるじゃないですか。そういうことを怠慢、大失態ですよ。これで3億8,000万円飛ばしてしまうということはね。市の財政状況を考えたら、こんな気楽なことをしておいていいんですか。重大な怠慢で、これ現実起こっているんですよ。それに対して、政治的責任、感じませんか。

じゃあもう一つ伺います。これ、決算印をどういう役職の人が押すんですか。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず一点、二点質問いただきまして、まず政治的責任というご質問なんですけれども、当然、行政としましては市民の方々に納税義務、そういったものをお願いせざるを得ないという状況の中で、橋本市としては税収、普通会計にしてみますと税収割合というのが非常に高うございまして、30%近くございまして。そうした中で橋本市の行政をやっていこうとすれば、やはり市税の財源確保、自主財源の確保というのは大事なことになってきております。

そういうことで、直接のご答弁にならないとご注意を受けるかもわかりませんが、今現在、当然議員ご指摘のとおり、税の公平性と、これは最大限のこととさせていただきます。不公平感をほかの善良な市民の方々に与えてはなりませんので、今年、平成18年に設置いたしました地方税回収機構、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、こちらのほうへも精力的に取り組んでおりまして、法的手段をやっていく必要があるということで、19年度も取り組む予定でございますし、今現在、先ほどの答弁も重なりますが、今現在差し押さえの手続にも入っております。また、差し押さえを行うに当たりましては、事前の調査もしていかなければなりません。今現在、そういう調査も着々と進めておる状況でございます。当然、法的な手続を迫りまして、やはりその滞納をされている方につきましても、ただ我々も注意して取り組みたいと思っておりますが、やはり事前に再三再四にわたります納税をお願いしていくという行政の努力も必要ではないかと。その結果、再三再四のお願いにもご理解いただけないということになりますと、最後は法的手段をとらざるを得ないということと、そういう時代に来ておるのではないかとこのように感じております。

それから、当然、先ほどの決済的な部分については、内部の事務規定に基づきまして、我々職員、担当職員なり、上席のものが決済をいたしておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）どういう役職の人が決済印を押すんですか。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その答弁につきましては、ちょっと確認させてください。後でご報告させていただきます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）何で、決済印押すんでしょ。時効で消滅したという、そういう役職、役割分担というのわからないんですか。総務部長が。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）不納欠損につきましては、助役、市長も決算のほうを見ております。

先ほどの松浦議員のいろいろな税に関するおただしでございますが、何度も申し上げておりますが、税につきましては公平性、透明性というものが当然求められます。ただ、これを公平な形で徴収していくということにつきましては、滞納処分と言いますか、そういったところも含め、徴収能力であるとか、あるいは滞納処分の技術、いわゆる差し押さえをするにしてもいろんな財産、土地家屋等の差し押さえも現在回収機構のほうではやっておりますが、そういったものになりますと、非常に技術的な能力が必要となります。そういったことにつきましても、今後、橋本市といたしましては、税の公平性という観点から、広く対応してまいりたいということで、平成19年度からそういった滞納整理につきましても力を入れていくということで、組織の中での見直しもしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）橋本市政始まってこの前で50周年、お祝いしたんですけどね。それも、今までこういうことがきっちりやってこられなかったということは、のんびんだらりとかいう、先転がしてきたということは、情けない話ですね。決済印押した方、この5年間で時効消滅で決済印を押した方、どういう心境で今おられるんか、ちょっと教えてくださいませんか。大事なことですよ。橋本市政の根幹にかかわることですよ。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

本当にそれぞれ、税の公正化からしまして、これは本当に大事なことでございますし、私も長きにわたって議会、市議会、県議会での収納率とか不納欠損、これはもう議会の決算特別委員会というのがあるわけでありまして、皆さん方もそこで十分議論をして、そうしてその採択をしておるということの過去5年間であれば、5年間の議会の人も、良識の中で判断をされて、しておるということも含めて、それぞれの、私も十分チェックをしておるんですが、やはり私もこの税の回収機構の県の理事をさせていただいてございまして、もう何回となしに、これは過去のことやない、これからのことも含めて申し上げるんですが、非常にこれはもう法的に徴収を徹底して、競売にかけたり全部処分をしていくということになっておりますもんで、非常に成果を上げていただいておりますので、橋本市としても、現在、42件、大口から出させていただいておりますのでございますが、今後、ひとつこういう税の回収機構等も含めて、一層不納欠損の陥ることのないように、やはり今後努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）決済印を押したお方、何か言うことありませんか。反省の弁、ありませんかね。反省してないですか。じゃあ結構です。次、行きます。

高い水道料金について。簡潔にいきますね。今の、現在の水道取水量に対する負担金と、それから前に15万人規模でした負担金との差額というのをいろいろあわせてみれば、80億円あると。これ、当時適切にやっておれば、

橋本市が負担金80億円出さずに済んだということでしょう。重大な政策判断の誤りではないですかね。私はそのように評価しているんですけど。

それは結局、時代の流れとはいえ、3万人から4万人の人口で15万人になるというような、途方もないあり得べからざる計画を立てて、それでこういう投資をしたと。そうすれば、80億円、この80億円を今まで市民の生活に使っておれば、ものすごい福利向上に役立ったと思うんですわ。政策判断の誤りってものすごく怖いんですね。これからも、このままでいけば2,000万円ぐらいの維持費で済むのが5,000万円。5,000万円ずっと続けていかなければならない。そういう毎年3,000万円の無駄金を、当時の契約に縛られて払っていかねばならない。政治的な責任ってだれも何も負わない。大概いいかげんなものですね。

それで、今、取水量に応じて負担金の更改ということをお願いする気持ちはないんですか。

○議長（上田順康君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）85億円という数字が出ておりますが、この中には補助金でいただいた分もございますし、市からの会計でいただいた分もございますし、そういうことですべてが単独事業費ということではないので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）今まで、今、5,000万円の維持管理費がこれから出るとすれば、年間に。それは15万人規模で取水するということをお前提とした負担金ですわ。しかし、今7万人だったら7万人にしてくださいよ。ということを見直しを働きかける気持ちはあるのかなのかを伺っております。

それと、補助金がいくらで、市単独ではいくら出しているか言ってください。

○議長（上田順康君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）見直しと言いますのは、今とりあえず22.9%分の毎秒1㎡の負担金を払っているわけですが、これにつきましては、ダムが完成しておることとございまして、後につきましては、この水利権を確保しておいて、最後までやっていく。それを今度、財産として用いていくほうの方法しかないということとを考えております。

それから、3分の1が国庫補助金で約23億円、それから70億円の3分の1の23億円が一般会計の出資、実際。その残りの3分の1が市の単独の起債で対応してございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）大きな負担金をずっと永劫に続けていくということは、私はちょっとおかしいと思うんですけどね。現在の取水量からして、受益者負担という観点から見れば、当時の契約は見誤っていたけれども、今もう改定してもらってもいいんじゃないですかね。それが公平な受益者負担という形になるんじゃないでしょうか。見直ししないと、それは財産としてと言いますが、企業誘致、これから本当にそんなあるのかなのかね。今の経済情勢から見たら、負の財産ではないですか。

○議長（上田順康君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）ダムが完成したことで、安定の1㎡の水利権がいただけるわけですが、その水利権を売ることは今後可能でございますので、それ完成後、売ることと対応していけたら、負の財産も利用できるんじゃないかということとを考えております。

○議長（上田順康君）13番 松浦健次君。

○13番（松浦健次君）売るって、買う人いる

んですか。そういう非現実的なことで、理屈ばかり重ねられて、ごまかされるわけにいかんですわ。どうですか。負の財産と認められないですか。

○議長（上田順康君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）いろいろおっしゃられます、この1㎡の水利権を確保できるということは、本市にとっても非常に大きな財産ということでございますので、水利権が企業誘致、それから橋本市を活性化する材料となっただけならと思っております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）市長お答え願えますか。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）非常にこの大滝ダムの水道の問題でございますが、これは私ども議会へ来てから本当に毎回、もう20年も論議してきた問題で、十分な完全解決に至ってないのが事実。これ言えると思うんです。これは松浦議員らは新しいさかい、わかれへんけども、古い人もおられるし、本当に橋本市の命運を賭けたこの水。しかし、私どもは命の水ということで、これはもうやはり辛抱していかうやないかと。大事な水やということで、これ48年の橋本市の長期総合計画で14万4,000人の、ご承知の取水権を暫定取水権と言うんですけども、毎秒1t、これを取水したわけでありまして、私も営々と長い間それを論議してきて、議論、しかし万が一足らん、不足生じた場合にどうなんのよということも一理あるんです、当時は。60年代か63年代の、60年代の終わり頃には人口急増しました。あれよあれよ。1年間に2,000人ほど人口が増えたんですよ。そのときは、これ、水ようあってくれたなと安堵した事実あったんです。そんなことで、それからバブルの崩壊から人口

が横ばいになって、今下降現象を起こしている変遷というのは確かにあるんです。

しかし、今の人口がこのまま減ってきたからということで、余剰水の利活用ということで、今議論をしておるんです。水が、橋本が余るから、それを平たく言いますと流域に、やはり伏流水の取水しておる町村がありますね。これもだんだんこれから規制がかかっていくと思います。思うだけでございますけれども、いやいや、それは私は国の機関の者と違いますから。ただ、下へそういうように何していこうやないかということとか、これは県が調整というかあっせんというか、いろいろお世話かけたり、そして国の機関でもいろいろ議論をしておるのは確かですが、ただ、どんかい余るといふことの数字は、確固たるものがなかなか今のところは生み出しにくいというのが私の判断でございますが、一応、ご発言があったということについては、十分ひとつ受けとめて、今後に向けての検討の課題の一つにしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）3番に移らせていただきます。区の規模の問題点について。大小いろいろあるんですけども、行政の効率化とか、それから住民の意思の反映、市政に対する反映。そういうことから考えて、適正な規模に指導するということは必要ではないですか。例えば、先ほどのお話でしたら、そういう声が上がってきたらやると。さっきの中西峰雄議員の提案に対しても、そういう機運があつて、そういうことを言っておられますけど、適切な市政の執行、あるいは市の福利の受益という観点から言うたら、これは市が主導的にでも、積極的にやるべきではないんでしょうかね。それでどうですか。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）当然、議員ご指摘の行政が地元区長なり、地域住民の方々とお話をさせていただくと。そしてまた行政の、より密度の高い行政を維持していくということは大事かと思っております。

ただ、先ほどご答弁もさせていただいたんですが、私ども各区長なり地元の方とお話をするんですが、やはり長い過去の経緯がある中で、やはり地域地域に入ってまいりますと、個々にすばらしい地域運営をやられておる区がたくさんございます。そういった中で、決して行政がほったらかし、地元から上がってくるのを待っておるという考えは毛頭ございません。ただ、そこはやはり地域住民の方々にご理解もいただく中で、ともに取り組んでいく必要があるのではないかと。行政だけが強引にと言いますとなんでしょうが、持っていくということにつきましては、やはり住民の方々の各区のご理解を得られないのではないかと。

ただ、そういうことは感じておりますが、今現在も橋本市でも小さな区もございまして、大きな区もございまして。また、旧の高野口町につきましても、約118ほどあったかと思っておりますが、細かく区が分かれておりまして、行政、旧の高野口町とともに歩んできた経緯がございまして。今現在、大字で言いますところの高野口地区、それから大其地区、信太地区。

○13番（松浦健次君）簡明にお願いします。

○総務部長（中山哲次君）はい。失礼しました。この区につきましても、47区平均でございますが、これを統合していきたいというようなことで考えております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私は高野口町のことを言ってるんでなくて、むしろ、大規模開発されたところで1,880世帯、1,600とかこういう世帯で区長一人しかいないということが、住

民の意思が反映されにくいんじゃないかと、そういうことを問題にしているんです。

次、行きます。答弁結構です。

4番、苦情処理の適正化、窓口でのたらい回しの改善。区長を通さなければ地区の要望は受け付けられない、受け入れられない現実がある。苦情処理のために、市民にとって便利な窓口を新設すべきではないかということですが、そうではないと。職員がしっかりやれば何とかなると。そういうご答弁でしたけれども、私は、それは市の都合で言ってる話で、もってのほかだと思います。つまり、区長が区の要望、区民の要望を正確に取り上げて反映すると。こういうことができることを前提としてもものを言っておられるんで、なかなか住民の、区民の方の意見を聞かないとかいう区長ってどっさりおられるらしいですよ。それで、規模が大きかったら、1,000人、1,000世帯を相手にする区長と、10や20、30、50の相手にする区長とやったら、やっぱり物理的にも無理があると思うんです。だから、その辺を適正に市民の声を吸い上げる仕組みとか、これをやっぱり考えていただかないと具合悪いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田順康君）松浦議員に申し上げます。持ち時間が3時56分まででございますので、よろしく申し上げます。

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）簡単にご答弁させていただきます。

極力住民の方々の意見が行政に反映でき、また、行政の内容が住民に伝わるような組織づくりについて、今後も区長、役員の方々とお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）例えば、区長を通さな

ければやってもらえないと。それはおかしいんでね。これ、へまして、道路に穴あいとるとか、何とかって、それで狭いとか不都合なところを市民が見つけた場合に、区長を通さなきゃあかんというようなことは、もつてのほかですよ。だれが責任とるんですか。市が責任とらないかんでしょう。工作物責任、無過失責任ですよ。市のほうへ直接言うてきて、すぐ対応するというような制度をつくるべきですよ。違いますか。区長通してこい、区長通してこい、冗談やないでしょう。

○議長（上田順康君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ただ今の質問でございますけれども、緊急修繕につきましては区長、それから個人の方、議員の皆さんからも改修ということで、要望がある場合については、即時現業の方々で対応できるものについては対応してございます。工事で発注しなければならないものについては、一応区長の要望をいただいた中で処理をしてございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）それは存じております。それ以外のことについて、やっぱり区長を通してくれよ、区長を通してくれ、もう制度的にそうなっているとすれば、やっぱり一人の意見だって市民にとって大事な話ってあるんですわ。みんなが気がつかないけれども、これはおかしいでと。それを吸い上げて、市政にぱっと反映させるような機能的な橋本市政というのはできないですかね。あっち行け、こっち行けとたらい回しにされてやられるというようなことはね。

僕一緒について行ったら、三回も四回もあそこ行きなさい、こっち行きなさい、こっち行きなさい、また行けと。僕、一緒について行ってどこまで言われるんかなと思ったら大分行きました。ほいで、初めの人に、じゃ、この実態は何ですかと聞いたら、わかりませ

ん。聞いてないんですわ。そういう実態なんで、個々の職員がしっかりしたらうまいこといくというような話では、もう甘い話ではないんですよ。一生懸命やろうとしてもできない。要するにできないんですわ。だから、ある程度わかった人がその受付において、権限と能力がある人が、これだったらこの三つの部署が関係ある、ここへ行って三人寄ってさっとそこで判断するとかいうようなことは、市民に対してサービスとして大事なこと違いますかね。その辺のところを改善して下さるかどうか、お答え願います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）要望じゃなしに、そのたらい回しの部分につきましてですけども、これについては、職員のやり方、資質でかなり変わってくるところがあるというような答弁もさせてもらいました。そういうことで、担当じゃなしに、課長後から出てきて案内したり、いろいろすべてがわからなかつてもわかる範囲で説明して、案内していくような形も徹底していきたいというふうに考えてございますので、それについてはご理解願います。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）5番に移ります。時間ないし。私の質問に全然答えてくれてない。

明確になっていない消火栓について、早急に、印がだれにでもわかるように、普段から頭に入るようにしていただけますかという話を、質問させてもらったんです。答弁全然違いましたので、お答え願えませんか。

○議長（上田順康君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）松浦議員の再質問にお答えいたします。

市の職員や住民の方から消火栓の不備など、表示の見にくいところ、連絡いただければ非常にありがたいので、今後とも連絡いただけれ

ば早急に検分後、悪い箇所から順次したいと思えます。

以上です。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）総点検はしてくださっているということを伺っているんです。それでも千数百箇所あるというんで、なかなか間に合わない、そうだとすれば、市民あるいは職員がその辺気をつけてくれとって、ここはこうですよということを消防署に教えてあげる、教えていただくと。そしたらそれについて対応してくださるという理解でよろしいですね。はい。わかりました。質問終わります。

○議長（上田順康君）これをもって、13番 松浦君の一般質問は終わりました。